

開発関係

勝部自治会開発協力金規程

(目的)

第1条 本規定は、勝部自治会館等の建設資金等に充てるため勝部自治会地先において、開発を行う者に対して協力金を求めるものである。但し公共事業等は対象外とする。

(協力金の算定)

第2条 協力金は、開発面積1平方メートルにつき100円とする。

2. 住宅開発の場合は、前項に加え1区画または1戸あたり1万円とする
3. 住宅開発において、集会所や集会室を設ける場合は前項の二分の一とする。
4. 協力金は、自治会館建設特別会計に収納する。

(納入の時期)

第3条 協力金は、開発に着手する時に納入することを原則とする。

2. 納入された協力金は返金しないものとする。

付則

1. この規定は、平成26年10月4日（平成26年度第2回協議員会議決）より施行する。
2. この規定の施行時に施工中の開発についても適用するものとする。

立会手数料

勝部自治会 確定協議書捺印手数料（立会）

自治会員（町内）	3,000円
自治会員外（町外）	5,000円

（平成19年4月1日）

勝部農業組合 確定協議書捺印手数料（立会）

自治会員（町内）	2,000円
自治会員外（町外）	4,000円

（平成19年4月1日）